

平成25年5月29日



市会運営委員会委員長

瀬之間 康 浩 様

横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会

委員長 嶋 村 勝 夫



協議結果に基づく取り組みの実施依頼について

本委員会の付議事件に関する調査・研究に当たって、各会派等から提出された検討項目を整理・分類し、順次協議を進めておりましたが、検討項目の協議が終了し、その結果がまとまりました。

つきましては、市会運営委員会において所管されている協議結果については、別紙のとおりとなりますので、各項目につきまして協議結果を踏まえた取り組みを実施していただきますようお願い申し上げます。

また、議会基本条例は議会運営の基本となることから、市会運営委員会での協議を経て制定いただくこと及び制定に当たっては当委員会での協議結果や横浜市のこれまでの取り組みをもとに別紙の構成（案）に基づく作成をしていただくことを全会一致で決定いたしましたので、議会基本条例の制定に向けた協議をあわせてお願い申し上げます。

大分類(3)「議会と執行機関の関係」に関する検討項目についての協議結果(抜粋)

基本的な論点		論点に対する会派等提出の検討項目(抽象化)	協議結果
大分類	中分類		
(3) 議会と執行機関の関係	② 質疑・質問	b. 一問一答	<p>1 質疑・質問の形態について</p> <p>一括方式で実施している本会議での質疑・質問を審議上、質問者が一括方式、分割方式、一問一答方式の質問形態を選択することについて協議した結果、</p> <p>(多数意見) 一括方式と分割方式の選択制として実施する。</p> <p>(少数意見) 現行どおりとする。</p> <p>との意見に分かれたが、多数意見をもって決定した。</p>
		c. 質問日数・発言持時間	<p>質疑・一般質問の日数及び発言持時間制のあり方について(意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質疑・一般質問の日数は、その中身やわかり易さ等を工夫したうえで議論する必要がある。また、発言持時間もまずは段階を踏みいろいろな取り組みを行い、次にどうするか考えていくべきである。 ・委員会日程等さまざまな議会日程があり、質疑・質問日数の拡大は慎重に検討すべきであり、持ち時間もそれにリンクするものとする。 ・日数や持時間の長い他都市では、副市長や局長の答弁が多い、横浜市会では市長が答弁しており、これは大切にしなければいけない。単に日数を増やすという議論ではなく、質問・答弁の内容や質など議会力をどうやって担保していくのかを考えながら議論すべきである。 ・議会はやはり違う意見があつてこそ、よりよい解決策が見出されていくということを考えると、特に少数会派の場合は、単に人数割で1人2分ということだと議論が難しい。最低限の配分時間は必要であり、以前の会派割と人数割で持時間とするあり方に戻すべきで、その上で1日の会議時間が長くなるようなら2日間にするのであれば、副市長や局長が答弁することにはならないのではないかと。 ・一般質問の日数を増やすだけでも拘束する職員の人件費の増などが考えられる。いろいろ拡大すればそれだけ経費がかかるという部分もある、インターネット中継の視聴者から寄せられる意見等をヒアリングしながら検討していくべきである。 ・横浜市は18行政区あり、370万人の市民から負託を受けていることから、特に少数会派の持ち時間は増やすべきで、1人2分40秒ではなく、最低限の発言の機会を確保するうえから、以前の算出方法にした方が議論も深まる。 <p>などの意見があり、質疑・一般質問の日数及び発言持時間制のあり方については、これまでも市会運営委員会で包括的に会議日程などを踏まえ、議論されてきた経緯があることから、当調査特別委員会における意見を市会運営委員会に報告し協議を依頼することを全会一致をもって決定した。</p>

大分類(4)「議会の組織・権限・審議」に関する検討項目の協議結果(抜粋)

基本的な論点		論点に対する会派等提出の検討項目(抽象化)	協議結果
大分類	中分類		
(4)	議会の組織・権限・審議	① 組織	<p>a. 会派</p> <p>3 会派のあり方と活動について 市会運営委員会申し合わせ・確認事項における横浜市議会の会派に関する要項において、「会派は政策の決定及び形成に資するため、その理念を共有する2人以上の議員をもって結成する。」としているが、会派のあり方と活動について協議した結果、 〈多数意見〉 市会運営委員会申し合わせ・確認事項の「会派に関する要項」に加え、議会活動のための会派結成、政策立案・決定・提言等における会派間調整、合意形成に努めることとする。 〈少数意見〉 会派のあり方については、現行の市会運営委員会申し合わせ・確認事項のとおりとする。との意見に分かれたが、多数意見をもって決定した。</p> <p>e. 協議又は調整を行う場</p> <p>2 協議又は調整の場について 議会における議案の審査、議会運営の充実を図るため、議員・委員間協議や調整の場の設置について協議した結果、議会の機能強化、議会活動を円滑かつ効率的に行うために、必要に応じ協議又は調整の場を設置することを全会一致で決定した。</p>
		② 権限	<p>a. 議会の権限</p> <p>1 地方自治法第96条第2項に基づく議決事件の拡大について 議会の権限強化に向けた取り組みとして、地方自治法第96条第2項に基づく議決事件の拡大について協議した結果、 〈多数意見〉 基本構想、行政全般に係る基本的な計画及び各分野における基本的計画等の策定、変更及び廃止を議決事件とする。また、計画等については、策定前の説明及び策定後に定期的な報告を求めることとする。 ただし、各分野における基本的な計画等に関しては、策定前に説明を受けた所管の常任委員会で、議決すべき事件とするか判断する。 〈少数意見〉 基本構想を議決事件とし、その他の計画は策定前の説明、策定後の報告を求めることとする。との意見に分かれたが、多数意見をもって決定した。 なお、常任委員会での判断にあたっては、次の指標(案)を市会運営委員会申し合わせ確認事項とすることを決定した。 指標(案) 各分野における基本的な計画等の議決事件の扱いについては、策定前に説明を受けた所管の常任委員会において、市内全域又は全市民を対象とした基本的な方向性を定める3年以上にわたる計画等のうち、特に重要なものとした計画等とする。</p> <p>2 委員会審査のあり方について 常任委員会での事務調査の拡充や決算と予算の審査のあり方やその審査方法、また議員からの資料要求への当局の対応などについて協議した結果、常任委員会、予算・決算特別委員会審査において、独立行政法人を含む外郭団体の審査を適宜実施するとともに、参考人制度などを活用し、外郭団体の責任者が出席したうえで審査できる仕組みについて協議することを全会一致をもって決定した。</p>
		③ 審議	<p>b. 会期</p> <p>2 会期中の日程調整について 会期中の会議日程の調整については、委員会室数など物理的な制約があることから協議した結果、議員は、会期の日程を最優先とすることを市会運営委員会申し合わせ・確認事項とすることを全会一致をもって決定した。</p> <p>c. 請願・陳情審査</p> <p>4 議員の自己請願及び紹介議員について 議会での審議と議員の関わりや、自己請願について協議した結果、 〈多数意見〉 議員は審議権、議決権を持っていることから、自己請願は遠慮すること等を協議する。 〈少数意見〉 市民としての請願権もあることから、各自が判断すべきことであるため現行どおりとする。との意見に分かれたが、多数意見をもって決定した。</p> <p>d. 予算議案の審査方法</p> <p>予算議案は、現行本会議で予算代表質疑及び予算関連質疑を、予算特別委員会で局別審査を10日間と総合審査を行っているが、予算議案の審査方法について協議した結果、 〈多数意見〉 今までも必要に応じ市会運営委員会で協議されていることから、市会運営委員会で協議すべきである。 〈少数意見〉 本会議での予算質疑に関する日程を拡大する。との意見に分かれたが、多数意見をもって決定した。</p> <p>e. パソコン等の持込み</p> <p>委員会室へのパソコン等の持ち込みと議場及び委員会室で議員がプロジェクター等を使用することについて協議した結果、 〈多数意見〉 今までも必要に応じ市会運営委員会で協議されていることから、市会運営委員会で協議すべきである。 〈少数意見〉 ①パソコンの持ち込みに当たっての課題や環境などを議論する。 ②議会の活性化から、ルールは必要だがパソコンの持ち込みを認める。との意見に分かれたが、多数意見をもって決定した。</p>

大分類(6)「大都市自治における議会のあり方」に関する
 検討項目についての協議結果(抜粋)

基本的な論点		論点に対する会派等 提出の検討項目 (抽象化)	協議結果
大分類	中分類		
(6) 大都市自治における議会のあり方	a.地方自治制度	<p>横浜市は、我が国の経済をけん引する役割を果たしていく責務があるが、現行の指定都市制度では、その能力を十分に発揮できるような制度的位置づけになっていないこと、また、市民の暮らしを支え、さらに経済を活性化していくためには、大都市横浜が持つ力を存分に発揮できる制度が必要であることから、特別自治市制度を目指している。</p> <p>特別自治市制度に関しては、現在、大都市行財政制度特別委員会及び政策・総務・財政委員会において議論が行われていることから、現行制度において議会が区に関与する仕組みについて協議した結果、</p>	
	b.区への権限移譲	<p>1 常任委員会の審査においては、必要に応じ委員会として区長の出席を求めた場合、当該区長は、説明員として出席する扱いとすることを全会一致をもって決定した。</p> <p>2 予算・決算特別委員会の局別審査においては、局から区への予算、事業もあることから、区長の出席を求める通告があった場合、当該区長は、説明員として出席する扱いとすることを全会一致をもって決定した。</p>	
	c.国に対する働きかけ	<p>4 議会は、必要があると認めるときは、区で執行される事務その他区の行政について、具体的かつ個別的に検討する場を設置することを全会一致をもって決定した。</p>	

横浜市議会基本条例（構成案）

（前文）

- ・ 目的及び基本理念
- ・ 議会及び議員の役割、活動原則
- ・ 議会運営の原則
- ・ 会 期
- ・ 委員会
- ・ 会 派
- ・ 市民との関係
- ・ 広報及び広聴の充実
- ・ 情報の公開
- ・ 市長等との関係
- ・ 議決事件
- ・ 議会への説明等
- ・ 監視及び評価
- ・ 政策立案及び政策提言
- ・ 危機管理
- ・ 災害時の議会及び議員の役割
- ・ 議会の機能強化
- ・ 区行政との関わり
- ・ 学識経験者等の活用
- ・ 議員連盟
- ・ 研修及び調査研究
- ・ 議会局及び議会図書室の強化
- ・ 政治倫理、議員定数、議員報酬、政務活動費
- ・ 他の条例等との関係及び条例の見直し
- ・ 附 則